

論点 1（加入対象業務と保険料率の設定）について

1. 特定受託事業者が請け負う仕事の全てを新たな特別加入制度の対象業務とするべきではないか。本検討の目的が、既存業種ではカバーしきれないフリーランスを保護するためのものであることを踏まえれば、特定受託事業者が請け負っている仕事のうち、事業者から業務委託を受けた業務、という一部のみを切り出して補償対象とするという制度設計は疑問。
2. 労災保険料率は、少なくとも既に特別加入の対象となっている業務のうち、新たな枠組みで想定される料率と明らかに異なる業種は分けて考えるべき。保険料率が新たな枠組みと同様であっても、既存業種の場合は特定業務に特化した災害防止教育を含め様々な取組をしていることも踏まえて整理するべき。

対象と想定される業務と同様の仕事をしている労働者の保険料率がおおむね3/1000であることを踏まえれば、3/1000に一定の妥当性はあると考えるが、将来的に災害発生率が高い業種の加入者のまとまりが出てきた場合には、当該業務を別途グループ化するなど、ふさわしい保険料率を設定していくことを検討すべきと考える。

前回（第108回）の労災保険部会での主な御意見

論点2（特別加入団体の在り方）について

1. 全国から幅広い業種のメンバーが加入することが見込まれるのであれば、全国を対象にサービスが適切に提供されるかどうか等も含めて、既存の特別加入団体に求められる以上の要件が求められてしかるべき。この部会において、団体の適正性などについて都度、確認や報告をする仕組みを検討する必要があるのではないか。
2. 特別加入制度自体の説明などを、しっかり行うための窓口は近くにあるべき。幅広い業種があるフリーランスの実態、災害の把握、また災害防止のための措置をしっかりと行えること、制度説明やその後の支援、事故があったときの説明も含めた対応を可能とする窓口が各地にあることが、今回の特別加入団体として望ましい。災害措置の報告も含め、加入者への制度説明や加入状況の確認はしっかりと行う必要がある。
3. 今後、特別加入団体となるような団体が出てきたら、ヒアリングできる機会を設けていただきたい。

論点3（災害防止措置の内容）について

1. 新たな枠組みにおける特別加入団体においても、既存の業界の団体と同様に、相応の災害防止のための教育を行う必要がある。特定業務を対象とする既存の団体とは異なり、多様な業務に従事すると見込まれることを踏まえ、加入者の業務内容や災害発生状況を考慮の上、必要な安全教育の在り方を検討していくべき。
2. 大事なのは、災害防止の教育をしっかりとやっていくこと。その主体となる特別加入団体がきちんと対応していただける状況にあるのかどうかというところがポイントになる。

前回（第108回）の労災保険部会での主な御意見

その他（既存の特別加入団体について）

1. 既存の特別加入団体がどのような災害防止措置を講じているのかなど団体の実情を確認し、報告してほしい。
2. 既存の特別加入団体においても、災害措置の報告も含め、加入者への制度説明や加入状況の確認はしっかりと行う必要はある。この議論を契機に検討を進めてもらいたい。